

## 規 則

「千曲市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第17号

## 千曲市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定による確認の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

(確認の変更の申請)

第3条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第2号）により行うものとする。

(確認の変更等の届出)

第4条 法第54条の3において準用する法第47条の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

(確認の通知等)

第5条 市長は、法第54条の2第1項の規定による確認をし、又は法第54条の3において準用する第44条の規定による確認の変更をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書（様式第4号）を当該確認又は確認の変更を申請した者に通知するものとする。

(確認の辞退)

第6条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による確認の辞退は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第5号）により行うものとする。

(確認の取消し)

第7条 市長は、法第54条の3において準用する第52条第1項の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第6

号)を当該確認に係る者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の確認等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行の前においても、特定乳児等通園支援事業者の確認等に係る必要な手続を行うことができる。

乳児等通園支援事業認可申請書 兼 特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者 の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

## 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項を変更したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 利用定員の減少に関する変更事項

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している小学校 就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しよう とする年月日							
利用定員を減少しよう とする理由							

### 3. その他の変更事項（利用定員の変更以外）

#### （1）変更事項

該当するものに○をつけてください。

	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

#### （2）変更内容

変 更 年 月 日	年            月            日
変   更   前	
変   更   後	
変 更 の 理 由	

### 4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第 号  
年 月 日

様

千曲市長

## 特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認（変更）申請について、下記のとおり確認したので通知します。

### 記

1. 施設名称

2. 施設の所在地

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書  
兼 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請及び届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童に対す る措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第 号  
年 月 日

様

千曲市長

## 特定乳児等通園支援事業者確認取消(停止)通知書

年 月 日付けで確認した子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業者に係る確認の取消（停止）をしたので通知します。

### 記

1. 施設又は事業所の名称
2. 施設又は事業所の所在地
3. 取消（停止）理由
4. 取消（停止）年月日（期間）

### 教示事項

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は千曲市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

乳児等通園支援事業認可申請書 兼 特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第 34 条の 15 の規定による認可及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 2 項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者 の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

## 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項を変更したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

### 1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

### 2. 利用定員の減少に関する変更事項

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している小学校 就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しよう とする年月日							
利用定員を減少しよう とする理由							

### 3. その他の変更事項（利用定員の変更以外）

#### （1）変更事項

該当するものに○をつけてください。

	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

#### （2）変更内容

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

### 4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第 号  
年 月 日

様

千曲市長

特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認  
（変更）申請について、下記のとおり確認したので通知します。

記

1. 施設名称

2. 施設の所在地

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書  
兼 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請及び届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童に対す る措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第 号

年 月 日

様

千曲市長

## 特定乳児等通園支援事業者確認取消(停止)通知書

年 月 日付けで確認した子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業者に係る確認の取消（停止）をしたので通知します。

### 記

1. 施設又は事業所の名称
2. 施設又は事業所の所在地
3. 取消（停止）理由
4. 取消（停止）年月日（期間）

### 教示事項

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は千曲市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。